

社会福祉法人こひつじ会役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この役員報酬及び費用弁償規程は、社会福祉法人こひつじ会の役員並びに評議員の報酬及び費用弁償に関する取扱いについて定める。

(報酬)

第2条 役員並びに評議員の報酬は当法人の役員業務分担に則り、勤務実態に即して支給されるものであり、財源とのバランスを考慮の上、以下の通り定める。

- 1、 理事会、評議員会出席及び監事の監査業務の報酬 1回 10,000円
- 2、 業務に関する報酬
勤務実態を伴う経営全般に関する業務、指導、相談、研修会等に出席した場合 1日 10,000円

(費用弁償)

第3条 費用弁償として、交通費等の実費相当額を支給する。

(支払方法)

第4条 原則的に当該日に現金で支給する。

- 附則
- 1、この規程は、平成15年4月1日から実施する。
 - 2、この規程は、平成17年4月1日から実施する
 - 3、この規程は、平成18年4月1日から実施する
 - 4、この規程は、平成20年4月1日から実施する
 - 5、この規程は、平成29年4月1日から実施する

▼